

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

地震災害が発生した場合、市及び各防災関係機関は直ちに震災時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」のとおりとする。ただし、長野地方気象台が地震発生後に発表する地震に関する情報は次のとおりである。

(1) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(2) 地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波予報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

(3) 地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

(4) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報。

(5) 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、

その事実も含めて発表する。

第2節 非常参集職員の活動

市は、市の地域に地震が発生した場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりとする。ただし、地震災害時の職員の動員配備基準は次のとおりである。

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 警戒の体制	飯山市で震度3の地震が発生したとき	○地震発生直後に第1配備（警戒1次体制）につき、企画財政課で情報収集及び被害状況を確認し、庶務課で統括する。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	飯山市で震度4の地震が発生したとき	○地震発生直後に第2配備（警戒2次体制）につき、被害調査、応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○各施設管理者も警戒体制をとる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	飯山市で震度5の地震が発生したとき	○地震発生直後に第3配備（非常1次体制）につき、被害調査及び応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	飯山市で震度6以上の地震が発生したとき	○地震発生直後に第4配備（非常2次体制）につき、被害調査、被害拡大防止、応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

地震災害における各班の配備基準

(平成19年4月1日現在)

対策部	班	第1 配備		第2 配備		第3 配備		第4 配備	
		警戒1次体制		警戒2次体制		非常1次体制		非常2次体制	
		警戒の態勢		警戒本部設置		災害対策本部設置			
総務対策部	庶務班（選管含む）	1	※ ただし、 警報の種類により各班で 配備人員を増強	8	※ ただし、 発生するおそれのある災害の 種類と範囲により、各班で 配備人員を増強	14	※ 災害の種類と範囲及び規模に より各班で配備人員を増強 （被災地域の区長・消防団員を 考慮）	※ 災害の種類、規模、地域にか かわらず、全職員（被災地域の 区長・消防団員を考慮）	
	企画財政班	1		4		6			
	人権政策班			2		2			
	税務班			3		12			
	会計班			2		3			
	小 計	2		19		37			
民生対策部	保健福祉班（支援C 含む）	2		18		18			
	市民・生活環境班			4		12			
	小 計	2		22		30			
経済対策部	農林班（農委含む）			9		11			
	商工・観光班			2		7			
	小 計			11		18			
建設水道対策部	道路河川班	2		10		12			
	都市計画班	1	8	12					
	上下水道班	2	12	16					
	小 計	5	30	40					
教育対策部	子ども班	3	6	10					
	スポーツ生涯学習班	1	2	4					
	小 計	4	8	14					
議会对策部	議会班（監査含む）		1	3					
	小 計		1	3					
消防対策部	消防班（岳北消防本 部）								
	小 計								
合 計		13		91		142			

第3節 広域相互応援活動

地震災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」のとおりとする。

第4節 ヘリコプターの運用計画

地震災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとする。

第5節 自衛隊災害派遣活動

大規模な地震災害が発生したときには、市及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」のとおりとする。

第6節 救助・救急・医療活動

大規模地震災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」のとおりとする。

第7節 消防・水防活動

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「消防・水防活動」のとおりとする。

第8節 災害時要援護者に対する応急活動

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、地震災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、市、県及び医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害時要援護者の安全を確保するとともに、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害時要援護者に対する応急活動」のとおりとする。

第9節 緊急輸送活動

大規模地震災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

具体的な対策については、第2編第2章第10節「緊急輸送活動」のとおりとする。

第10節 障害物の処理活動

地震災害による建築物の倒壊、火災に伴うがれきや立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「障害物の処理活動」のとおりとする。

第11節 避難収容活動

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「避難収容活動」のとおりとする。

第12節 孤立地域対策活動

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」のとおりとする。

第13節 食料品等の調達供給活動

地震災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。

第14節 飲料水の調達供給活動

地震災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。

第15節 生活必需品の調達供給活動

地震災害により住家が倒壊又は焼失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。

第17節 死体の搜索及び処置等の活動

地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「死体の搜索及び処置等の活動」のとおりとする。

第18節 廃棄物の処理活動

地震災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

地震災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。

第20節 危険物施設等応急活動

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。

第21節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、地震時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
 - 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点に応急対策を推進するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「電気施設応急活動」のとおりとする。

第22節 上水道施設応急活動

大規模地震災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」のとおりとする。

第23節 下水道施設応急活動

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、地震による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「下水道施設応急活動」のとおりとする。

第24節 通信施設応急活動

地震災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「通信施設応急活動」のとおりとする。

第25節 鉄道施設応急活動

地震が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整

備するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第26節「鉄道施設応急活動」のとおりとする。

第26節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍市民等災害時要援護者に対して十分配慮するよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第27節「災害広報活動」のとおりとする。

第27節 土砂災害等応急活動

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第28節「土砂災害等応急活動」のとおりとする。

第28節 建築物災害応急活動

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害の状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

3 文化財

市教育委員会は、地震災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第29節 道路及び橋梁応急活動

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

具体的な対策については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

第30節 河川施設等応急活動

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「河川施設等応急活動」のとおりとする。

第31節 二次災害の防止活動

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

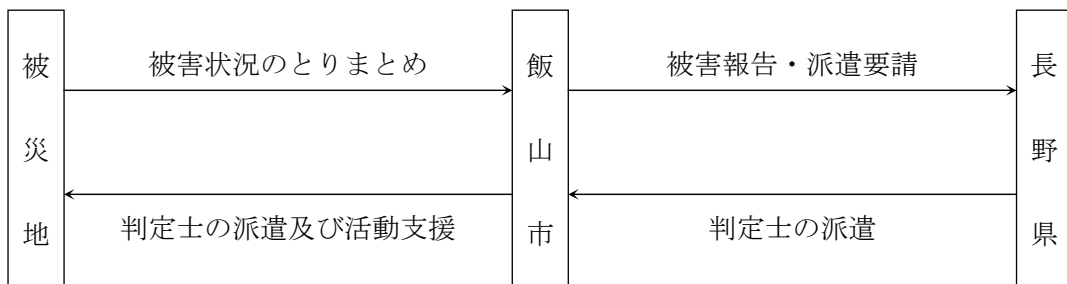
(1) 建築物関係

被災した建築物について、余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ロ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (ハ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



(2) 道路及び橋梁関係

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、関係機関と協力して、市民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県土木部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第32節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第33節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、地震災害発生時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第34節「文教活動」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、児童生徒等に対する避難誘導については、次のとおりとする。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、市及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、園庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、保育園に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(3) 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を市及び関係機関に報告又は連絡する。

(4) 児童の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

(5) 災害後の保育事業の再開等

ア 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

イ 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

ウ 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

第34節 ボランティアの受入れ体制

地震災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第35節「ボランティアの受入れ体制」のとおりとする。

第35節 義援物資、義援金の受入れ体制

大規模な地震災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「義援物資、義援金の受入れ体制」のとおりとする。

第36節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

具体的な対策については、第2編第2章第37節「災害救助法の適用」のとおりとする。